

奈良県告示第五百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域			縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	
天理市園原町（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	天理市園原町（〇〇三）土石流特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所防災課
天理市竹之内町（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	天理市竹之内町（〇〇二）土石流特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び天理市役所防災課

